

11 学校委員会に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は千葉県立野田看護専門学校学則第31条第2項の規定に基づき委員会の設置・運営に係る事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 設置する委員会の名称、構成及び所掌事項について、第4条以下に定める。

2 第4条から第14条に規定する委員会の他、学校運営上必要と認められたときは、運営会議の承認を得て、新たに委員会を設置することができる。

3 委員長及び委員は校長が任命する。

(運営)

第3条 各委員会は、組織目標をもとに委員長が主催し運営される。

2 各委員会の活動内容は、年度当初に年間活動計画を立案し、運営会議で承認を得る。
また、年度末には年間活動報告を作成し、運営会議で報告し承認を得る。

3 各委員会において検討した事項は、委員長が運営会議に報告する。但し、定例事項の場合は、議事録の供覧をもってこれに代えることができる。

4 各委員長は、議題により委員以外の職員の出席を要請することができる。また、定例開催以外に臨時に召集することができる。

5 各委員会の開催は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意により決する。

6 各委員会は、年度初めと中間期、年度末の3回の開催を原則とする。

7 各委員会の議事録は、所定の場所に保管する。

(自己点検評価委員会)

第4条 本委員会は、本校運営の自己点検・自己評価の適切な実施に関し、以下の事項を取り扱う。

所掌事項)

1. 自己点検・評価の実施に関すること。
2. 自己点検・評価の結果の集計、分析に関すること。
3. 自己点検・評価の結果の公表に関すること。
4. 学校関係者評価に関すること
5. その他

関連する規程等)

【自己点検評価実施に関する規程】

【学校関係者評価の実施に関する要綱】

【学校関係者評価会議実施要領】

構成員)

校長、副校長（事、技）、学科長、各看護学科教員2名

(入試委員会)

第5条 本委員会は、学則第4章第12条により、入学選考試験の実施に関する諸事項について協議・検討をする機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項)

1. 学生募集要項に関すること
2. 入学試験の実施に関すること
3. 願書提出者の受験資格審議に関すること
4. 入学者決定に関すること
5. その他

関連する規程等)

【入学試験に関する規程】

【入試委員会設置要領】

【外国の教育機関を卒業した者における入学試験受験資格認定に関する要領】

【推薦入学試験実施要領】

【一般入学試験実施要領】

【面接試験実施要領】

構成員)

校長、副校長（事、技）、学科長、庶務教務課員 1 名、各看護学科教員 1 名

入試委員会 面接試験検討部会

所掌事項)

1. 面接試験項目及び審査基準ならびに審査技法の検討
2. 面接試験実施要領の作成
3. 面接試験実施後の項目・審査基準・審査技法等の評価及びまとめ
4. その他面接試験に付随する諸問題の検討

【面接試験検討部会に関する細目】

構成員)

学科長、各看護学科教員 2 名

(カリキュラム検討委員会)

第 6 条 本委員会は、本校における看護教育の適正化および質向上を目的に、協議・検討する機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項)

1. カリキュラム運営に関すること
2. 「教育計画」「授業概要 (SYLLABUS)」に関すること
3. 教育評価に関すること
4. 講師会議に関すること
5. その他

構成員)

校長、副校長（技）学科長、実習調整者、必要に応じ校長が認めた者

(研究倫理審査委員会)

第 7 条 本委員会は、看護研究の倫理審査全般にわたる諸事項について、協議・検討する機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項)

1. 看護研究倫理審査に関すること
2. その他

関連する規程等)

【研究倫理審査委員会設置要領】

構成員)

校長、副校長（事、技）、学科長

（ハラスメント防止対策委員会）

第8条 本委員会は、本校におけるハラスメントの防止及び対策等に関して、協議・検討する機関であり、以下の事項を取扱う。

所掌事項)

1. ハラスメントの防止に関すること
2. ハラスメントの問題解決支援に関すること
3. その他

関連する規程等)

【ハラスメントの防止に関する規程】

【ハラスメント相談員マニュアル】

構成員)

校長、副校長（事、技）、学科長

（広報委員会）

第9条 本委員会は、本校に関する情報発信の諸事項について、協議・検討する機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項)

1. 広報活動の在り方に関すること
2. 学校説明会に関すること
3. 広報誌等の発行に関すること
4. ホームページの構築、管理運営及び更新に関すること
5. ホームページ利用者からの意見に関すること
6. 広報に係る個人情報保護対策に関すること
7. その他

構成員)

看護学科教員、庶務教務課員

（図書委員会）

第10条 本委員会は、図書室の適切な運営に関する諸事項について、協議・検討する機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項)

1. 図書室の整備、運営に関すること
2. 図書の購入計画に関すること
3. 学生の図書係に関すること
4. その他

関連する規程等)

【図書委員会設置要領】

【図書室利用規程】

構成員)

看護学科教員、庶務教務課員、司書

(教材設備委員会)

第 11 条 本委員会は、教材および備品等の使用・管理に関する諸事項について、協議・検討する機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項)

1. 教材備品の購入計画に関すること
2. 教材備品の管理に関すること
3. 教材備品の利用に関すること
4. 学内の設備、整備、美化に関すること
5. その他

関連する規程等)

【教材設備委員会設置要領】

【教材利用規程】

構成員)

看護学科長、看護学科教員、庶務教務課員

教材設備委員会 ICT 推進部会

所掌事項)

1. 情報通信技術の環境整備や ICT 教育の充実に向けた検討
2. その他

構成員)

看護学科教員、庶務教務課員

(保健委員会)

第 12 条 本委員会は、学生の健康管理の全般にわたる諸事項について、協議・検討する機関であり、以下のことを取り扱う。

所掌事項)

1. 学生の健康管理（健康診断、健康相談、予防）に関すること
2. 感染症の予防及び発症時の対応に関すること
3. 学生の保健委員に関すること
4. その他

関連する規程等)

【健康管理に関する規程】

構成員)

各看護学科教員、庶務教務課員 1 名

(学生生活支援委員会)

第 13 条 本委員会は、学生の修学全般にわたる諸事項について、協議・検討する機関であり、

以下のことを取り扱う。

所掌事項)

1. 寮生活に関すること.
2. 学生主体の行事に関すること (スポーツ大会、桂祭)
3. 学生の自治会に関すること
4. その他 (同窓会関係含む)

関連する規程等)

【寄宿舍管理運営規程】

【学生細則】

【学生自治会会則】

構成員)

各看護学科教員、庶務教務課員 1 名

(附則)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。